

下呂市告示第 184 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道を次のように供用開始する。

その関係図面は令和 3 年 7 月 28 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 28 日

下呂市長 山 内 登

別 表

| 縦 覧 個 所 | 閲 覧 時 間 | 備 考 |
|---------------------|------------------------------------|-----|
| 下呂総合庁舎 建設部 建設総務課 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く | |

記

| 番号 | 路 線 名 | 起 点 終 点 | 供用開始の期日 |
|----|--------|---|----------------|
| 1 | ジャリゾレ線 | 下呂市馬瀬川上字アラヤ 539 番 1 地先から 下呂市馬瀬川上字アラヤ 604 番 18 地先まで | 令和 3 年 8 月 2 日 |
| 2 | アラヤ線 | 下呂市馬瀬川上字アラヤ 542 番 16 地先から 下呂市馬瀬川上字小屋垣内 395 番地先まで | 令和 3 年 8 月 2 日 |